

【一般競争入札総合評価方式（施工体制確認型） 施工能力評価型（I型）】
入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる4件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて4件の工事が別々に案件登録されているため、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

平成27年3月6日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 坂 克人

1. 工事概要

- (1) 工事名 ①那覇空港滑走路増設護岸消波ブロック工事（第13次）
②那覇空港滑走路増設護岸消波ブロック工事（第14次）
③那覇空港滑走路増設護岸消波ブロック工事（第15次）
④那覇空港滑走路増設護岸消波ブロック工事（第16次）
(電子入札対象案件)

- (2) 工事場所 ① ② ③ ④沖縄県うるま市勝連南風原地先

- (3) 工事内容 ①消波ブロック製作工 1式
[消波ブロック製作 テトラポッド 20 t型 290個]
[" テトラポッド 64 t型 315個]
②消波ブロック製作工 1式
[消波ブロック製作 テトラポッド 40 t型 400個]
[" テトラポッド 50 t型 200個]
③消波ブロック製作工 1式
[消波ブロック製作 テトラポッド 40 t型 50個]
[" テトラポッド 64 t型 385個]
④消波ブロック製作工 1式
[消波ブロック製作 テトラポッド 40 t型 408個]
[" テトラポッド 50 t型 190個]

- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成27年10月15日まで。

- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する方式（総合評価落札方式）のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

- (6) 本工事は、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する施工能力評価型（I型）の試行工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- (8) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、資料の提出及び入札等を全て電子入札システムで行える者を対象とした試行工事である。ただし、次の点に留意すること。
- 1) 会社代表者の変更等に伴いICカードの再発行を申請中の場合で、競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限までにICカードが入手不可能な場合は、次の受付窓口にご相談すること。
 - 2) 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体の入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
- 受付窓口：〒900-0001 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号
沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係
電話 098-867-3710（代表）
- 3) 以下、本公告文において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。
- (10) 本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (11) 本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。なお、業務委託料がある場合は業務委託料も含めて提出すること。
- (12) 本工事は、沖縄総合事務局開発建設部管内（港湾・空港関係）において、過去に調査基準価格を下回って契約した工事（以下「低入札工事」という。）の工事成績が一定の点数未満の者については、総合評価の得点を減点する試行工事である。
- (13) 本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う試行工事である。
- (14) 本工事は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
- (15) 本工事は、発注者が新たな市場単価導入へ向けた試行単価を用いて積算を行う試行工事である。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 沖縄総合事務局における平成 27・28 年度港湾土木工事の一般競争参加資格の定期受付に係る申請を行っていること。(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 25 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。なお、開札の時までに上記一般競争参加資格のうち、「B 等級」の認定を受けていなければならない。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 資料の提出及び入札等を全て電子入札システムで行える者であること。

(5) 施工計画(様式 4-5)が適正であること。

(6) 平成 11 年度以降に、次に掲げる工事(①「同種性」が認められる工事、②「より同種性」の高い工事のいずれか。以下「同種工事」という)を元請けとして施工した実績(競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日迄に完成・引渡し完了した工事)を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員の 1 社以上が有すること。

なお、当該実績が平成 13 年 4 月 1 日以降に完成した沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事(旧運輸省所掌の工事を含み、港湾空港関係に限る)に係る実績である場合にあつては、評価点合計が 65 点未満のものは除く。

① 「同種性」が認められる工事(同種性工事)

異形ブロック(被覆ブロック、消波ブロック)の公称質量 40t 以上を製作した実績。

② 「より同種性」の高い工事(より同種性工事)

異形ブロック(被覆ブロック、消波ブロック)で公称質量 40t 以上且つコンクリート量 7,400m³以上で製作した実績。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

本入札公告において申請できる監理(主任)技術者は同一の技術者 1 名とする。(本入札公告 1. 工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は 1 名のみとし、2 名以上申請した場合は、欠格とする。)

「建設業法第 26 条、建設業法施工令第 27 条第 2 項の当面の取扱について」は適用しない。

1) 1 級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ① 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ② 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）または総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」または「水産－水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者
 - ③ これらと同等以上の資格を有する者とし国土交通大臣が認定した者
- 2) 平成11年度以降に、上記(6)に掲げる同種工事（①「同種性」が認められる工事、②「より同種性」の高い工事のいずれか）の経験を有する者であること。
（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が工事経験を有すること。
なお、当該実績が平成13年4月1日以降に完成した沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（旧運輸省所掌の工事を含み、港湾空港関係に限る）に係る実績である場合にあつては、評価点合計が65点未満のものは除く。
- 3) 配置予定監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。ただし、技術資料提出期限日に監理技術者講習修了証が有効期限切れである場合は、監理技術者講習の受講予定が証明できる資料を添付するものとする。
- 4) 配置予定の技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が資料提出期限日において、原則3ヶ月以上継続してあること。
- (8) 申請書及び技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 上記1.(1)に示した工事に係る設計業務、発注者支援業務の受託者または当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。また発注者支援業務における担当技術者の出向元または派遣元及び出向元または派遣元と資本面、人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がないこと。（資本関係または人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）
- (11) 沖縄県内に建設業法に基づく本店が存在すること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係）発注工事で当該工種における平成

24、25年度の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

- (14) 競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認が出来ないとして競争参加資格を認めない。

3. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

- ・企業の能力、技術者の能力、地域精通度・貢献度及び施工計画を評価する。
- ・施工体制（品質確保のための体制、施工体制の確保状況）を評価する。

(2) 総合評価の方法

1) 基礎点（標準点）

競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点（標準点）として100点を与える。

2) 加算点

企業の能力、技術者の能力、地域精通度・貢献度に関する加算点（最高40点）については、入札説明書による。

3) 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。（入札説明書参照）

4) 総合評価

価格及び技術資料等に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、1)、2)及び3)により得られる基礎点（標準点）、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制に係わるヒアリングの実施（施工体制の審査）

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現の向上につながるかを審査するために、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するとともに、追加資料の提出を求める場合がある。

なお、競争参加資格確認申請書、入札書、工事費内訳調書等の内容により、十分に確認できる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

詳細は入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

次の要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
- 3) 提出した施工計画書及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。
（以下「要求要件」という。）
その他、詳細については入札説明書による。

(5) 評価内容の担保

技術資料に記載された内容について、実際の施工に際しては技術資料に記載した内容を満たす施工を行うものとする。なお、受注者の責により評価内容を満足する施工が行われない場合は、工事成績評定点を減じる措置を行う。詳細は入札説明書による。

(6) その他の詳細については入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒 900-0001 沖縄県那覇市港町 2 丁目 6 番 1 1 号
沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所
品質管理課 契約審査係 電話 098-867-3710（代）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成 27 年 3 月 6 日（金）から平成 27 年 4 月 17 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 15 分まで。

ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記(1)担当部局にて交付するのであらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合、参加を希望する工事のうち、開札時間の最も早い工事に技術資料等を添付すること。ただし、申請書は希望する工事毎に提出すること。（詳細は入札説明書による。）

平成 27 年 3 月 9 日（月）から平成 27 年 3 月 20 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 15 分まで電子入札システムにより提出を行うこと。なお、申請書及び技術資料が、3 MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成 27 年 3 月 9 日（月）から平成 27 年 3 月 20 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 15 分まで、上記 4. (1) に持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

- 1) 入札の締め切りは、平成 27 年 4 月 15 日(水)13 時 00 分。
- 2) 開札は、次の日時に沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所入札室にて行う。

①那覇空港滑走路増設護岸消波ブロック工事（第 1 3 次）

平成 27 年 4 月 20 日（月） 9 時 30 分

②那覇空港滑走路増設護岸消波ブロック工事（第 1 4 次）

平成 27 年 4 月 20 日（月） 10 時 30 分

③那覇空港滑走路増設護岸消波ブロック工事（第 1 5 次）

平成 27 年 4 月 20 日（月） 11 時 30 分

④那覇空港滑走路増設護岸消波ブロック工事（第 1 6 次）

平成 27 年 4 月 20 日（月） 13 時 00 分

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除
 - 2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行那覇市内代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇市内代理店）または金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書または技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、上記 3. に定める方法に従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記 3. に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。（入札説明書を参照のこと。）
- (5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、専任が義務付けられている工事においては、CORINS 等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないこと

がある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。
- (10) 契約締結後のV E提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等（以下「契約後V E提案」という。）に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。契約後V E提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は港湾工事共通仕様書による。

- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記4.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (12) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
- (13) 詳細は入札説明書による。